

関西電力株式会社 監査役会 御中

2020年6月8日

調 査 報 告 書

取締役責任調査委員会

委員長 才 口 千 晴

委 員 岡 伸 浩

委 員 太 田 洋

委 員 木目田 裕

目 次

第1 調査の概要	5
1 取締役責任調査委員会設置の経緯	5
(1) 第三者委員会の設置及び同委員会調査報告書の提出	5
(2) 追加納税分補填問題及び役員報酬カット分補填問題に関する公表等	6
(3) 取締役責任調査委員会の設置	6
2 当委員会の構成	7
3 調査・検討の方法等	8
第2 金品受領問題	9
1 関与者	9
2 責任の根拠	9
(1) 善管注意義務一本件対応義務	9
(2) 内部統制システム構築義務・運用義務	13
(3) 監視義務	14
3 責 任	14
(1) 八木氏	15
(2) 岩根氏	15
(3) 豊松氏	16
(4) 白井氏	16
(5) 森中氏	17
(6) A 氏	18
(7) B 氏	19
(8) C 氏	20
(9) D 氏	20
第3 事前発注約束等問題	22
1 関与者	22
2 責任の根拠	22
3 責 任	24
(1) 八木氏	24
(2) 豊松氏	24

(3) 白井氏	25
(4) 森中氏	25
(5) 岩根氏	25
第4 公表等問題	26
1 関与者	26
2 責任の根拠	27
3 責 任	29
(1) 八木氏及び岩根氏	29
(2) 豊松氏	29
(3) 井上氏	29
(4) 本件役員研修会出席取締役	29
4 小 括	30
第5 役員報酬カット分補填問題及び追加納税分補填問題	31
1 事実関係	31
(1) 第三者委員会調査報告書における指摘等	31
(2) 過去の経営不振時の報酬カットに対する補填の経緯	32
(3) 追加納税分の補填の経緯	33
(4) 役員報酬カット分等を考慮した金銭の支払	34
(5) 嘱託等報酬の返還	34
2 問題の所在・検討	34
(1) 過去の経営不振時の役員報酬カットに対する補填	34
(2) 追加納税分の補填	38
(3) 責 任	38
第6 小括—善管注意義務違反がある取締役	40
1 金品受領問題	40
2 事前発注約束等問題	40
3 公表等問題	41
4 役員報酬カット分補填問題及び追加納税分補填問題	41
(1) 役員報酬カット分補填問題	41
(2) 追加納税補填問題	41
第7 各取締役の善管注意義務違反により生じた損害	42

1	第2記載の本件対応義務違反等と相当因果関係のある損害	42
	(1) 事前発注約束等によって関西電力が受けた発注関係の損害	42
	(2) 金品受領問題等を原因とした営業上の損失	45
	(3) 信頼回復等のための費用	45
	(4) その他の費用	46
2	第3記載の適正発注体制整備義務違反等と相当因果関係のある損害	46
3	第4記載の公表等問題に係る善管注意義務違反と相当因果関係のある損害	46
	(1) 営業上の損失及び信頼回復等のための費用	46
	(2) その他の費用	47
4	第5記載の役員報酬カット分補填問題及び追加納税分補填問題に係る善管注意義務違反と相当因果関係のある損害	47
	(1) 信頼回復等のための費用	47
	(2) その他の費用	47
	結語	48

第1 調査の概要

1 取締役責任調査委員会設置の経緯

(1) 第三者委員会の設置及び同委員会調査報告書の提出

関西電力株式会社（以下「**関西電力**」という。）は、2018年2月以降に実施された国税庁金沢国税局（以下「**金沢国税局**」という。）による税務調査を契機として、関西電力の役職員が森山榮治氏（以下「**森山氏**」という。）らから金品を受領していた問題等を認識するに至った。これを受けて関西電力は、同年6月22日、3名の社外弁護士を含む社内調査委員会（以下「**社内調査委員会**」という。）を設置した。社内調査委員会は、同年9月11日、関西電力に対し同日付けの社内調査報告書（以下「**社内調査報告書**」という。）を提出した。

その後、2019年9月26日の共同通信社の報道により上記問題等が公になったことから、関西電力は社内調査報告書の内容等を公表するとともに、上記問題等につき客観的かつ徹底的な調査を行うため、同年10月9日、中立・公正な社外委員のみで構成される第三者委員会（以下「**第三者委員会**」という。）を設置した¹。第三者委員会は、日本弁護士連合会が作成した「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（2010年7月15日付、同年12月17日改訂）に準拠して設置されたものである。

第三者委員会は、2019年10月9日から2020年3月13日までの間、上記問題等に関する調査を実施し、2020年3月14日、その調査結果をまとめた調査報告書（以下「**第三者委員会調査報告書**」という。）を公表した²。第三者委員会調査報告書には、大要、以下のような問題があったと記載されている。

- ① 関西電力の役職員が森山氏及び森山氏と一定の関係を有していたと認められた企業（以下「**本件取引先等**」という。）から金品を受領していたこと（以下、このことに関する問題を「**金品受領問題**」という。）
- ② 関西電力の役職員が森山氏に対し、その要求に応じる形で本件取引先等に発注する工事等の内容や年度毎の発注予定額を伝え、発注予定額に見合う工事等を発注する約束をしていたこと（以下「**事前発注約束**」という。）及び森山氏に対し、将来施工予定又は現在施工中の工事等に関する情報（案件名、内容、発注・施工の時期、費用の概算等）を提供していたこと

¹ https://www.kepco.co.jp/corporate/pr/2019/1009_2j.html 参照。

² https://www.kepco.co.jp/corporate/pr/2020/0314_2j.html 参照。

(以下「事前情報提供」といい、事前発注約束と併せて、以下「事前発注約束等」といい、このことに関する問題を「事前発注約束等問題」という。)

- ③ 関西電力が2018年9月以降、社内調査報告書によって金品受領問題及び事前発注約束等問題を認識したにもかかわらず、社内調査報告書の内容を同社の取締役会に報告せず、2019年9月の共同通信社の報道があるまで対外公表もしなかったこと(以下、このことに関する問題を「公表等問題」という。)
- ④ 関西電力の元代表取締役副社長執行役員・原子力事業本部長であった豊松秀己氏(以下「豊松氏」という。)が取締役退任後に就任したエグゼクティブ・フェローの報酬には、豊松氏が金品受領問題に関する修正申告を行った際の追加納税分及び豊松氏の過去の経営不振時の役員報酬カット分をそれぞれ補填する趣旨が含まれていたこと(以下、相談役ないし嘱託等としての報酬に金品受領問題に関する修正申告を行った際の追加納税分を補填する趣旨が含まれていることに関する問題を「追加納税分補填問題」といい、同報酬に過去の経営不振時の役員報酬カット分を補填する趣旨が含まれていることに関する問題を「役員報酬カット分補填問題」という。)

(2) 追加納税分補填問題及び役員報酬カット分補填問題に関する公表等

関西電力は、第三者委員会調査報告書における上記④の問題に係る指摘を受けて事実関係の確認を進めた。その結果、2020年3月30日、同社を退任し、相談役ないし嘱託等に就任していた他の元役員についても、その報酬に過去の経営不振時の役員報酬カット分を補填する趣旨が含まれている者が存在することを確認した。その上で、関西電力は、同日の取締役会において、それら対象者に対して支給済みの嘱託等報酬の全額(約2億6,000万円)の回収を図ることを決定し、これを公表した。

(3) 取締役責任調査委員会の設置

関西電力の監査役会は、2020年3月30日、金品受領問題等に関し、取締役がその職務執行につき善管注意義務違反等により関西電力に対する損害賠償責任を負うか否か等について法的な側面から調査・検討を行うため、独立性を確保した利害関係のない立場にある社外の弁護士からなる取締役責任調査委員会

(以下「当委員会」という。)を設置した³。これに先立ち、関西電力の監査役は、2019年11月28日、同社の個人株主5名(以下「提訴株主」という。)から、同社の現・旧取締役計5名に対して、金品受領問題等に関して責任追及訴訟の提起を求める提訴請求を受け⁴、次いで第三者委員会調査報告書公表後の2020年4月18日にも、同じく提訴株主から同社の現・旧取締役計12名に対して、役員報酬カット分補填問題等に関して責任追及訴訟の提起を求める提訴請求を受けている⁵。

なお、提訴株主は、後続の提訴請求に併せて、関西電力の代表取締役社長宛てに、同社の現・旧監査役計7名に対して、公表等問題その他への対応に関して責任追及訴訟の提起を求める提訴請求をしている。

2 当委員会の構成

当委員会の構成は、以下のとおりである。

いずれの委員も関西電力及び調査・検討の対象となった取締役との間に利害関係はない。

委員長	才口 千晴	(弁護士・元最高裁判所判事)
委員	岡 伸浩	(弁護士・慶應義塾大学大学院法務研究科教授)
委員	太田 洋	(弁護士)
委員	木目田 裕	(弁護士)

また、当委員会は、以下の各弁護士を委員の補助者として任命し、上記**1**(1)①乃至④の問題に関する調査・検討の補佐を行わせた。

いずれの補助者も関西電力及び調査・検討の対象となった取締役との間に利害関係はない。

大瀧泰平 (TMI 総合法律事務所 弁護士)
小林一輝 (岡綜合法律事務所 弁護士)
臼杵弘宗、八木浩史、首藤瑛里、秋吉諒、松本佳子、山本壮及び佐藤正晴 (西村あさひ法律事務所 弁護士)

³ https://www.kepco.co.jp/corporate/pr/2020/0330_5j.html 参照。

⁴ https://www.kepco.co.jp/corporate/pr/2019/1128_3j.html 参照。

⁵ https://www.kepco.co.jp/corporate/pr/2020/0420_2j.html 参照。

3 調査・検討の方法等

関西電力の監査役会から当委員会に対して委嘱された事項は、第三者委員会調査報告書で指摘されている問題に関し、同社の現・旧取締役に対する責任追及の要否について調査・検討を行い、調査報告書を提出することである。

当委員会は、

- ① 取締役の善管注意義務違反に基づく損害賠償請求権の消滅時効が 10 年であること、
- ② 10 年以上前の事実関係については、関係者の記憶の減退や関西電力の文書保管期間等に鑑み、その事実関係を裏付ける証拠を十分に収集できる可能性が低いこと、
- ③ 退任時期が 10 年以上前の取締役の中には既に故人となっている者もいること

等を踏まえ、原則として、退任時期が 2010 年 6 月 29 日以降の取締役を中心に上記の調査・検討を行った。

また、当委員会は、第三者委員会調査報告書の内容を前提とした上で、関西電力が第三者委員会に提出した資料⁶の確認、当委員会が必要と考えた関西電力の資料の追加確認及び当時の取締役を含む関西電力の役職員に対するヒアリング等の調査を実施した。

当委員会として調査・検討した結果は、以下のとおりである。なお、当委員会は、提訴請求を受けたこと等を踏まえ、取締役がその職務執行につき善管注意義務違反等により関西電力に対する損害賠償責任を負うか否か等について法的な側面から調査・検討を行うことを目的としたものであることから、会社法上の罰則として定められた特別背任罪（会社法 960 条）や贈収賄罪（会社法 967 条）の成否については、調査・検討の対象としていない。

⁶ 第三者委員会調査報告書の認定の根拠となったもの（フォレンジック調査の結果を含む。）をいう。ただし、第三者委員会が実施したヒアリング結果が記載された文書の提供は受けられなかった。

第2 金品受領問題

第三者委員会調査報告書によると、森山氏は、1987年5月頃から2010年代後半にかけて、関西電力及びその子会社（以下「**関西電力等**」という。）の役員計75名に対し、総額約3億6,000万円の金品を渡していた。森山氏から金品を渡された役職員らは、返却する若しくは同等額の金品等を贈ることで実質的に返却する、退任時等に返却するために保管する、又は社会的儀礼の範囲内と個人で判断して費消する等個別の対応をとっていた。他方、関西電力については、2018年2月20日頃に金沢国税局による調査を受けたこと等により森山氏からの金品交付が行われなくなるまで、金品受領問題に関して、会社として森山氏に対して、役職員らに金品を渡さないで欲しい等と申し向け、あるいは、役職員が森山氏から受領した金品を会社として保管して管理又は返還するなど、会社として対応した事実は認められない。

1 関与者

第三者委員会調査報告書及び社内調査報告書を踏まえると、森山氏からの金品受領者のうち、過去に関西電力の取締役であり、その取締役退任時期が2010年6月29日以降であって、森山氏からの金品交付が行われなくなった2018年2月20日以前において金品受領問題を認識していた者は、八木誠氏（以下「**八木氏**」という。）、岩根茂樹氏（以下「**岩根氏**」という。）、豊松氏、白井良平氏（以下「**白井氏**」という。）、森中郁雄氏（以下「**森中氏**」という。）、A氏、B氏、C氏及びD氏の計9名である。

2 責任の根拠

(1) 善管注意義務—本件対応義務

2001年から2002年頃には雪印食品食肉偽装事件や日本ハムの牛肉偽装事件等の企業不祥事が発生し、原子力発電所の不祥事としては、2002年に発覚した東京電力管内の原子力発電所のトラブル記録を意図的に改ざん、隠蔽した事件が発生した。有力大企業や公共性の高い企業に一旦不祥事が生じたときには、実害の有無にかかわらず企業責任が報道機関等により厳しく追及され、企業の社会的信用は大きく失墜し、その対策費も巨額となることは、その頃から十分想定できる状況であった。

そのような中で、第三者委員会調査報告書において指摘されているように、金品受領問題は、取引先関係者から社会的儀礼の範囲を超える金品を長年にわ

たって渡されていたこと等から、本件取引先等に対する不透明な発注等の背景となっただけでなく、公益事業である電力事業を営む関西電力の深刻な信用失墜を招くものであった。

これに対し、上記 1 記載の計 9 名の取締役の中には、当委員会のヒアリングにおいて、金品受領問題を会社対応とせず個人対応としたことについて、当時の状況に照らしてやむを得ない判断であったと述べる者がいた。その主張の概要は、以下のとおりである。

- ① 関西電力の事業において、原子力発電事業がその中核を占めていることから、原子力発電所の稼働に支障が生じることは、関西電力の経営に重大な悪影響を及ぼすと認識していた。特に、2011 年 3 月の福島第一原子力発電所の事故以降は、関西電力も全原子力発電所を停止することとなり、その影響により 4 期連続で連結純損失を記録するなど、会社の存続すら危ぶまれる状況にあった。
- ② 森山氏は、高浜町や福井県に幅広い人脈を有し、福井県議会議員や高浜町議会議員の中には森山氏に丁重な姿勢で接する者が複数いたこと等から、森山氏が地元や福井県に多大なる影響力を有していると認識していた。森山氏から金品を渡された関西電力の役職員は、これを所望するものではなく、渡されることを望んでもいなかった。しかし、受け取りを拒絶等して森山氏を激昂させてその機嫌を損ねることは、同氏が上記多大なる影響力をもって関西電力の原子力発電所の稼働を妨げる行動に出るリスクにつながるとおそれて、やむなく金品を預かっていたにすぎない。また、森山氏から金品を渡された関西電力の役職員は、退任時等の適宜のタイミングで、森山氏に対し、保管していた当該金品自体又は当該金品相当額の代替品を返却していた。
- ③ 金品受領問題について、会社全体として対応して森山氏と対峙した場合、同氏の反感を買い、関西電力と森山氏との関係悪化を招くおそれが高いと考えていた。そして、森山氏との関係が悪化した場合、同氏の当時における地元への強い影響力を考えると、同氏が地元や福井県の関係者に働きかけ、原子力発電所の再稼働を延期させることは十分あり得ると認識していた。第三者委員会は、「森山氏に対するおそれは幻想というべき」である等と指摘するが、かかる指摘は妥当でない。このような事態を避けるために、金品受領問題について会社対応とせず個人対応としたことは、やむを得ない判断であった。
- ④ 金品受領問題に関連して、森山氏や本件取引先等に便宜を図ったことはなかった。

まず、関西電力グループにおいては、2009年4月以降の「コンプライアンス・マニュアル」及びそのQ&Aにおいて、「関係先・取引先とは良識ある付き合いを心がけなければなりません」、「先方からの申し出であっても、度を超えた接待を受けるべきではありません」、「私たちが、接待と引換えに特定の取引先に発注していたといったことがあれば、お客さまや社会は関西電力グループをどのような目でみるでしょうか。不透明な事業運営を行う会社として、信頼を失ってしまう可能性があります。お客さまや社会から不透明な事業運営に見える行為は、避けなければなりません」等として、特に取引先関係者からの多額の金品受領は避けるべきであると定めていた。さらに、2010年7月改正以降のコンプライアンス推進規程において、部門等の長は、その所管する部門等において、コンプライアンス上問題となる事象に関する情報を察知したときは、直ちに総務室長に報告しなければならないものとしていた。

こうした金品受領問題の発生した当時の社会的情勢や関西電力におけるコンプライアンス・マニュアル及び社内規程に照らせば、関西電力の役職員が森山氏らから社会的儀礼の範囲を超える金品を受領することは、そのこと自体が企業の信用失墜に繋がるおそれのある行為であるということが出来る。したがって、森山氏らから金品を渡された取締役その他の役職員としては、金品受領問題を個人で対応すべきではなく、金品を渡された事実を会社に報告した上で、その対処に関する方策につき会社としての判断を仰ぐべきであった。

また、上記のコンプライアンス・マニュアル及び社内規程を遵守し、金品を渡された役職員が社内のしかるべき部署に申し入れる等して会社としての対応を決し、森山氏に対して会社として金品返還や今後の受領拒絶を申し入れるなど、原子力事業本部あるいは会社全体として森山氏と対峙し、会社として対応していれば、それ以降の森山氏らによる金品交付を防止できた可能性があった。この点、第三者委員会調査報告書も「・・・関西電力が、一つ一つ洗い出し関西電力が組織として向き合い、必要があれば外部専門家の力を借りるなどして対応すれば、いずれも乗り越えることが可能なものであった」、「組織としてしっかりと検証する機会さえ設けていれば、決して、森山氏との関係の継続を許容するなどという判断には至らず、犠牲を払っても断ち切るべきであるという結論が導かれたと考えられる」等としている。

仮に、関西電力が会社として森山氏と対峙することによる原子力発電事業、ひいては関西電力の経営全般に深刻な悪影響を与えるリスクが存在していたとしても、これと同時に森山氏からの継続した金品交付が公になることにより、関西電力に上記と同程度又はそれ以上の深刻な悪影響を与えるリスクも存在していたことは否定できない。したがって、当時の取締役としては、森山氏らからの継続した金品交付が公になることにより関西電力に深刻な悪影響を与えるリスクが存在することを認識すべきであった。また、金品受領問題を認識して

いた一部の取締役は、歴代の取締役の判断を踏襲し、あるいは、担当者による事実上の引継事項とする等、森山氏と対峙せず放置することを個人のみで判断すべきではなかった。金品受領問題の重大性に鑑みれば、取締役としては、上記のコンプライアンス・マニュアル及び社内規程に従い、取締役会や常務会等の会議体に報告して検討するという適正なプロセスを経ることにより、会社として金品受領問題に対応すべきであった。このような適正なプロセスを経た上で、森山氏と対峙することによるリスクを勘案し、会社として検討した結果、それでも個人対応とするとの判断をしていたのであれば、今般招いたほどの深刻な信用失墜を回避することができたものと思料される。

そして、社会的にみて金品受領問題が関西電力のこれほどの大きな信用失墜を招いた事情の一つには、株主、世論その他の第三者にとって、「森山氏からやむを得ず金品を預かっていたにすぎず、返却するつもりであった」との関西電力側の説明が信用されていないということがある。会社として金品受領問題に対応し、渡された金品を個人ではなく会社が保管・管理して、この問題に対する対応につき透明性を確保していれば、「預かったにすぎない、経済的に等価なものを返却している」旨を対外的にも客観的に明確化できた。関西電力が、こうした会社として透明性を有する対応をしていたならば、今般招いたほどの深刻な信用失墜を回避することができた。また、会社として対応を協議・検討していれば、仮に森山氏からの金品受領を拒絶できなかったとしても、後述のように、本件取引先等に対する不透明な発注等を防止するための体制を通常の発注手続よりも特に厳格な形で構築でき、この点からも深刻な信用失墜を回避することができた。

以上を踏まえると、金品受領問題を会社対応とせず個人対応としたことについて、当時の状況に照らしてやむを得なかったとまでいうことはできず、当時の地位ないし業務分掌及び森山氏との関係、森山氏からの金品授受の経緯及びその内容、森山氏による金品供与の範囲・程度の認識その他諸般の事情から、森山氏による社会的儀礼の範囲を超える金品供与と工事発注との関連性及びその発覚により関西電力の信用が失墜する可能性を認識し又は認識し得た各取締役は、善管注意義務ないし忠実義務（以下単に「**善管注意義務**」という。）の具体的内容として、

- ① 取締役会やそれに準じる会議体に報告する等して対応を協議・検討し、
- ② 自らあるいは原子力事業本部の担当取締役らや法務・コンプライアンス部門等をして、森山氏に金品受領の拒絶を申し入れ、渡された金品を会社として保管・管理する等の対応をすべき義務（以下、①及び②を併せて「**本件対応義務**」という。）

を負っていたというべきである。

(2) 内部統制システム構築義務・運用義務

ア 内部統制システム構築義務

内部統制システムの構築は、重要な業務の決定とその執行であり、取締役会においてその大綱（会社法 362 条 4 項 6 号に定める事項）が決定される。業務執行を担当する代表取締役及び業務担当取締役は、その大綱を踏まえて担当する部門における内部統制システムを具体的に決定すべき責務を負うとともに、内部統制システムをその大綱に従って業務執行として現実に構築すべき義務を負う。さらに、取締役会の構成員である各取締役は、会社に対する善管注意義務ないし忠実義務の一環として、代表取締役及び業務担当取締役が内部統制システムを構築すべき義務を適正に履行しているか否かを監視する義務を負う（大阪地判平成 12 年 9 月 20 日判時 1721 号 3 頁〔大和銀行株主代表訴訟事件〕⁷）。

この点、関西電力においては、その組織体制及びガバナンス体制として、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会及び経営監査委員会等が存在し、コンプライアンス相談窓口（内部通報窓口）が整備され、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス推進規程が策定されていたことなどからすれば、通常想定される不正行為を防止し得る程度の管理体制を整えていた（最判平成 21 年 7 月 9 日判時 2055 号 147 頁〔日本システム技術事件〕）。よって、以下の検討においては内部統制システム構築義務違反の有無は問題としない。

イ 内部統制システム運用義務

個々の取締役は、構築された内部統制システムを機能させるべき職務を遂行する義務を負う。

もっとも、取締役会の構成員としての取締役並びに業務執行を担当する代表取締役及び業務担当取締役は、それぞれの役割分担において内部統制システムの構築ないし運用義務を負うこととなる場合に自己の役割分担の範囲を超えた部分については、疑念を差し挟むべき特段の事情がない限り、他の取締役がその報告どおりに内部統制システムの運用に係る職務を遂行しているものと信頼することが許される（いわゆる信頼の原則。東京高判平成 20 年 5 月 21 日判タ 1281 号 274 頁〔ヤクルト株主代表訴訟事件〕等参照）。

本件において、関西電力の内部統制システム自体が機能していなかったとま

⁷ 落合誠一編『会社法コンメンタール 8—機関(2)』（商事法務・2009 年）227 頁〔落合誠一〕。

ではいい難いため、以下の検討においては内部統制システム運用義務違反の有無は問題としない。もっとも、以下のとおり、個々の取締役が金品受領問題といった不正行為を具体的に認識している場合には、それぞれにつき個別に監視義務違反の問題が生じる。

(3) 監視義務

代表取締役その他の取締役は、他の代表取締役又は取締役の行為等が法令（善管注意義務ないし忠実義務の一般的規定を含む。）・定款を遵守し、適法かつ適正にされていることについて監視する義務を負うものと解される（最判昭和48年5月22日民集27巻5号655頁）。すなわち、代表取締役は、他の代表取締役の行為等につき監視義務を負うほか、他の代表権のない取締役の行為等についても監視義務を負う。また、代表権のない取締役は、取締役会の構成員として代表取締役の行為につき監視義務を負い、他の代表権のない取締役の行為についても監視義務を負うものと解される⁸。

もっとも、取締役が代表取締役等の業務一般について監視義務を負うとしても、業務全般について監視することは事実上不可能であるから、代表取締役等の任務懈怠の全てにつき、取締役が監視義務違反の責任を問われるわけではない。例えば、取締役会に上程されなかった事項については、代表取締役の業務活動の内容を知り又は知ることが可能であるなどの特段の事情があるのにこれを看過したときに限って、取締役の監視義務違反が認められるとされている（札幌地判昭和51年7月30日判タ348号303頁等）。

本件の場合、当時の地位ないし業務分掌等上、本件対応義務が認められない取締役については、代表取締役ないし他の取締役に対する監視義務違反の有無が問題となるが、これらの取締役の責任について、その地位ないし職責に照らして個別に考察することが必要である。

3 責任

以下、上記1記載の9名の取締役について、善管注意義務違反等の有無を検討する⁹。

⁸ 神田秀樹『会社法（第22版）』（弘文堂・2020年）241頁。

⁹ なお、第三者委員会調査報告書において、上記の取締役以外に金品受領問題を認識し又は認識し得たことを疑わせる取締役は見当たらず、また、当委員会による補充調査によっても、そのような取締役は見当たらなかった。したがって、その他の取締役については、そもそも金品受領問題を認識し又は認識し得なかったことから、本件対応義務違反、監視義務違反、その他の善管注意義務違反を認めることはできない。

なお、2018年2月20日以降、吉田開発株式会社（以下「吉田開発」という。）に対する税務調査の一環として、関西電力に対して、金沢国税局による調査が行われた。以下では、この時期を森山氏からの金品交付の終期と捉えて検討する。

(1) 八木氏

八木氏は、2005年6月に取締役就任した後、2006年6月から2009年6月までの間は原子力事業本部長代理とともに原子燃料サイクル室を担当し、原子力事業本部長代理として、同本部の業務全般にわたって原子力事業本部長の職務を補佐する業務を所掌した。また、2009年6月から2010年6月までの間は原子力事業本部長として原子力事業本部の業務全般を統括管理し、2010年6月から2016年6月までの間は関西電力の代表取締役社長として同社の業務全般（社内業務中心）を統括管理し、2016年6月から2019年10月に退任するまでの間は同社の代表取締役会長として同社の業務全般（渉外業務中心）を統括管理していた。

社内調査報告書等によれば、八木氏は、森山氏から、2006年6月に原子力事業本部長代理の就任の際に渡された商品券30万円をはじめ、2009年春頃までの間に、金貨（63枚）、金杯（7セット）及び仕立券付スーツ生地の金品を渡されていた。また、八木氏は、原子力事業本部在籍当時、八木氏以外にも豊松氏等の原子力事業本部の数人が森山氏から金品を渡されていること及び森山氏が工事発注に関して様々な要求を行っていることを認識していた。

したがって、八木氏は、遅くとも2006年6月以降、森山氏による社会的儀礼の範囲を超える金品供与と工事発注との関連性及びその発覚により関西電力の信用が失墜する可能性を認識し又は認識し得たが、金品受領問題を取締役会やそれに準じる会議体に報告するなどしていないから、本件対応義務を尽くしたとはいえない。

よって、八木氏には善管注意義務違反がある。

(2) 岩根氏

岩根氏は、2016年6月以降2020年3月に退任するまでの間、関西電力の代表取締役社長として同社の業務全般を統括管理していた。

社内調査報告書等によれば、岩根氏は、社長在任中である2017年3月15日に、森山氏から社長就任祝いとして金貨10枚を渡され、その頃、当該金貨が時価100万円ほどの高価なものであることを認識した。また、岩根氏は同日、豊松氏に対してその取扱いについて相談し、原子力発電事業を担当する役職員数

名が森山氏から同様に金品を渡されていることを認識した。さらに、当時、関西電力と森山氏の関連企業との間に一定の取引があることを認識していた。

したがって、岩根氏は、遅くとも 2017 年 3 月 15 日以降、森山氏による社会的儀礼の範囲を超える金品供与と工事発注との関連性及びその発覚により関西電力の信用が失墜する可能性を認識し又は認識し得たといえる。しかしながら、岩根氏は代表取締役社長として事実確認等を行うことは容易であったにもかかわらず、金品受領問題を取締役会やそれに準じる会議体に報告するなどしていないから、本件対応義務を尽くしたとはいえない。

よって、岩根氏には善管注意義務違反がある。

(3) 豊松氏

豊松氏は、2003 年 6 月から原子力事業本部副事業本部長を担当し、2009 年 6 月に取締役就任した後、2009 年 6 月から 2010 年 6 月までの間は原子力事業本部長代理とともに原子燃料サイクル室を担当し、原子力事業本部長代理として、同本部の業務全般にわたって原子力事業本部長の職務を補佐する業務を所掌した。また、2010 年 6 月から 2019 年 6 月までの間は、原子力事業本部長として原子力事業本部の業務全般を統括管理していた。なお、豊松氏は、2011 年 6 月から 2019 年 6 月までの間は代表取締役副社長を務めていた。

社内調査報告書等によれば、豊松氏は、2010 年 1 月 17 日以降、森山氏から現金（4,100 万円）、商品券（2,300 万円）、金貨などの金品を、計 40 回にわたり渡された。また、豊松氏は、原子力事業本部在籍当時、豊松氏以外にも原子力事業本部の複数の役職員が森山氏から金品を渡されていること及び森山氏が工事発注に関して様々な要求を行っていることを認識していた。

したがって、豊松氏は、遅くとも 2010 年 1 月 17 日以降、森山氏による社会的儀礼の範囲を超える金品供与と工事発注との関連性及びその発覚により関西電力の信用が失墜する可能性を認識し又は認識し得たといえるが、金品受領問題を取締役会やそれに準じる会議体に報告するなどしておらず、本件対応義務を尽くしたとはいえない。

よって、豊松氏には善管注意義務違反がある。

(4) 白井氏

白井氏は、2010 年 6 月に取締役就任した後、2010 年 6 月から 2013 年 6 月までの間は原子力事業本部長代理とともに原子燃料サイクル室を担当し、原子力事業本部長代理として、同本部の業務全般にわたって原子力事業本部長の職務を補佐する業務を所掌した。また、2013 年 6 月から 2017 年 6 月までの間は

特定の業務担当のない取締役を務め¹⁰、他の取締役の業務執行を監視する立場にあった。

社内調査報告書等によれば、白井氏は、2010年6月頃から2013年頃まで、森山氏から、現金（200万円）のほか、商品券（150万円）、金貨（16枚）及び仕立券付スーツ生地等の金品を複数回渡されていた。

白井氏は、森山氏から最初に金品を渡された際に、豊松氏に対してその取扱いについて相談し、原子力発電事業を担当する役職員数名が森山氏から同様に金品を渡されていることを認識した。また、白井氏は、森山氏が工事発注に関して様々な要求を行い関西電力がその要求に従って情報提供することがあったことを認識していた¹¹。

白井氏は、遅くとも2010年6月頃以降、森山氏による社会的儀礼の範囲を超える金品供与と工事発注との関連性及びその発覚により関西電力の信用が失墜する可能性を認識し又は認識し得たが、金品受領問題を取締役会やそれに準じる会議体に報告するなどしておらず、本件対応義務を尽くしたとはいえない。また、白井氏は、2013年6月以降は、当時の地位や業務分掌上、原子力事業本部を担当等していなかったことに鑑みると、本件対応義務まで負うものではないが、代表取締役社長であった八木氏や原子力事業本部担当取締役又は代表取締役副社長であった豊松氏の業務執行の内容に疑念を差し挟むべき事情があることを認識し又は認識し得た。にもかかわらず、この間取締役会等を通じてその業務執行が適正に行われるような行動をとっておらず、監視義務を尽くしたとはいえない。

よって、白井氏には善管注意義務違反がある。

(5) 森中氏

社内調査報告書等によれば、森中氏は、2006年に高浜発電所長に就任して以降、森山氏から現金（2,060万円）や商品券（700万円）などの金品を渡されていた。

しかし、森中氏が取締役に就任したのは、森山氏からの金品交付が行われなくなった2018年2月20日より後の2019年6月であり、森中氏は取締役在任中には森山氏から金品を渡されていない。したがって、森中氏が取締役に就任した時点で、既に会社として金品受領問題を認識しており、森中氏は、取締役在

¹⁰ 白井氏は、2013年6月から2019年9月まで、関西電力の子会社である株式会社関電エネルギーソリューションの代表取締役社長を兼務していた。

¹¹ 例えば、第三者調査委員会報告書等によれば、白井氏も、森山氏による工事発注の要求に関する原子力事業本部担当者からのメールを豊松氏らと共に受信していた。

任中に金品受領問題を取締役会やそれに準じる会議体に報告すべきであったとはいえず、本件対応義務を怠ったとはいえない。

また、前述のとおり、森中氏が取締役に就任した2019年6月の時点では、既に森山氏からの金品交付は行われなくなっており、森中氏の取締役在任中に森山氏から金品を渡されていた役職員は見当たらない。したがって、森中氏が取締役在任中に他の役職員による金品の受領を監視すべきであったといえず、監視義務に違反したということもできない。

よって、森中氏には本件対応義務違反、監視義務違反、その他の善管注意義務違反はない。

(6) A氏

A氏は、2006年6月から2009年6月までP支店長を担当し、2015年6月に取締役に就任した後2017年6月までの間、Q業務を担当していた。

第三者委員会調査報告書等によれば、A氏は、P支店長の在任期間中であった2006年6月頃から2009年6月頃までの間に、森山氏から、1回あたり数万円の商品券を2、3回（合計10万円分）渡されたが、P支店長退任時に、森山氏に対し、渡された商品券相当額の品物を贈ることで渡された商品券を実質的に返却していた。また、A氏は取締役就任の前後を通じて、原子力事業本部の役職員が森山氏から多額の金品を渡されていたこと及び森山氏が工事発注に関して様々な要求を行っていることを認識していなかった。

他方、A氏は、取締役在任中、Q業務を担当していたことから、内部監査を通じてコンプライアンス上の問題があると疑われる事象の有無を確認し、問題があれば、それを止めさせるため取締役に報告する等の義務があった。実際には、内部監査を通じても金品受領問題は発覚しなかったものの、上記のとおり、A氏は取締役に就任する前に森山氏から金品を渡されていたことを踏まえると、A氏自身が金品受領問題の一端を認識していた以上、Q業務を所掌する取締役として内部監査を行い、金品受領問題の全容を明らかにすべきであったのではないかといった疑問がある。

しかし、上記のとおり、A氏が森山氏から渡された商品券の金額は1回あたり数万円、3年間で合計10万円と少額であり、しかも、A氏は、P支店長退任時に森山氏に対し、渡された商品券相当額の品物を贈ることで渡された商品券を実質的に返却していた。このようにA氏が、森山氏から渡された商品券は社会的儀礼の範囲内のもので、しかも実質的に返却もしていた以上、森山氏から商品券を渡されたことについて、取締役会やそれに準じる会議体に報告を行って会社として対応を検討すべき問題であるとまで考えていなかったとしても、やむを得なかったといえる。また、A氏は、原子力事業本部に在籍したこ

とはないところ、森山氏から多額の金品を渡されていた他の役職員は、原子力事業本部の上司に報告することはあっても、具体的な金額等の金品交付に関する詳細な事実を他の役職員に口外していなかったのであるから、原子力事業本部の一部の役職員等が森山氏から多額の金品を渡されていたことや森山氏から工事関係情報の提供を要求されていたこと等を認識できなかったとしてもやむを得なかった。

したがって、A氏は、上記のQ業務に従事していた取締役在任中、森山氏による社会的儀礼の範囲を超える金品供与と工事発注との関連性及びその発覚により関西電力の信用が失墜する可能性を認識し又は認識し得たとは認め難いため、金品受領の事実を会社に報告すべきであったとはいえず、本件対応義務を怠ったとはいえない。

また、A氏は、上記のとおり、金品受領問題を認識しておらず、認識できなかったとしてもやむを得なかったのであるから、監視義務を怠ったともいえない。

よって、A氏には本件対応義務違反、監視義務違反、その他の善管注意義務違反はない。

(7) B氏

B氏は、1999年6月から2001年6月までR所長を担当し、2001年6月に取締役に就任した後2011年6月まで、S事業等を所掌していた。

第三者委員会調査報告書等によれば、B氏は、1999年9月から10月頃にR所長就任祝いとして商品券50万円分を、2001年5月頃に取締役就任祝いとして金製品100万円相当をそれぞれ渡されたが、いずれも1週間から2週間以内に森山氏から渡された金品相当額の品物を贈り、実質的に返却していた。また、B氏は、取締役就任の前後を通じて、原子力事業本部の役職員等が森山氏から多額の金品を渡されていたことを認識していなかった。

以上より、B氏は、森山氏からの金品交付については回数にして2回にすぎず、渡された後間もなく実質的に返却していたことから、金品を渡されたことについて、取締役会やそれに準じる会議体に報告を行って会社として対応を検討すべき問題であるとまで考えなかったとしてもやむを得なかったといえる。また、B氏は、A氏同様、原子力事業本部に在籍したことがなく、原子力事業本部の一部の役職員等が森山氏から多額の金品を渡されていたことや森山氏から工事関係情報の提供を要求されていたこと等を認識できなかったとしてもやむを得なかった。

したがって、B氏は、取締役就任前に森山氏から金品を渡されているものの、森山氏による社会的儀礼の範囲を超える金品供与と工事発注との関連性及

びその発覚により関西電力の信用が失墜する可能性を認識し又は認識し得たとは認め難いため、取締役在任中に金品受領問題を会社に報告すべきであったとまではいえず、本件対応義務を怠ったとはいえない。

また、B氏は、同氏以外の役職員が森山氏から多額の金品を渡されていた事実を認識していなかったが、森山氏から多額の金品を渡されていた他の役職員はかかる金品交付の事実を極めて限られた人数にしか共有せず、かつ共有していた事実も抽象的なものであったため、金品受領問題を認識できなかったとしてもやむを得なかった。したがって、B氏は監視義務を怠ったともいえない。

よって、B氏には本件対応義務違反、監視義務違反、その他の善管注意義務違反はない。

(8) C氏

C氏は、2010年6月に取締役就任した後、2016年6月までT事業本部の業務全般を統括管理していた。

第三者委員会調査報告書等によれば、C氏が森山氏から金品を渡されたのは2017年4月25日であり、関西電力の取締役退任後、関電プラント株式会社のU在任中であった。

この点、C氏は、取締役在任中を含め関西電力在籍中は森山氏と接することではなく、同社の役職員が森山氏から多額の金品を渡されていたことを認識していなかった。また、C氏は、関西電力の取締役退任後に初めて森山氏から金品を渡されたにすぎず、取締役在任中に他の役職員が森山氏から多額の金品を渡されていることを疑わせる事情はなかった。したがって、C氏は本件対応義務を怠ったとはいえない。

また、C氏は、上記のとおり、関西電力の取締役在任中、金品受領問題を認識しておらず、加えて、森山氏から多額の金品を渡されていた他の役職員は金品交付の事実を極めて限られた人数にしか共有せず、かつ共有していた事実も抽象的なものであったため、金品受領問題を認識できなかったとしてもやむを得なかった。したがって、C氏は監視義務を怠ったともいえない。

よって、C氏には、本件対応義務違反、監視義務違反、その他の善管注意義務違反はない。

(9) D氏

D氏は、2003年6月に取締役就任した後、2003年6月から2006年6月まではV業務を所掌した。また、2006年6月から2010年6月までの間、W事業本部の業務全般を統括管理していた。

第三者委員会調査報告書によれば、D氏が森山氏から金品を渡されたのは2010年6月から2016年までの間であり、同氏が関西電力の取締役退任後、関電プラント株式会社のX在任中であった。

この点、D氏もC氏同様、取締役在任中を含む関西電力在籍中に、同社の役職員が森山氏から多額の金品を渡されていたことを認識していなかった。また、D氏は、関西電力の取締役退任後に初めて森山氏から金品を渡されたにすぎず、取締役在任中に他の役職員が森山氏から多額の金品を渡されていることを疑わせる事情はなかった。したがって、D氏は本件対応義務を怠ったとはいえない。

また、D氏は、上記のとおり、関西電力の取締役在任中、金品受領問題を認識していなかったが、森山氏から多額の金品を渡されていた他の役職員は金品交付の事実を極めて限られた人数にしか共有せず、かつ共有していた事実も抽象的なものであったため、金品受領問題を認識できなかったとしてもやむを得なかった。したがって、D氏は監視義務を怠ったともいえない。

よって、D氏には本件対応義務違反、監視義務違反、その他の善管注意義務違反はない。

第3 事前発注約束等問題

第三者委員会調査報告書によると、森山氏は、関西電力の役職員に対し、原子力事業本部や京都支社の管轄する工事等について、その情報の提供及び本件取引先等に対する各種の発注を要求していたと認められる。これに対して、関西電力の役職員は、森山氏の要求に応じ、事前に工事等に関する情報を伝え、森山氏の要求する発注額分の工事等の発注を事前に約束し、実際、かかる約束に基づいて工事等の発注を行っていた。

1 関与者

第三者委員会調査報告書及び当委員会による調査結果によれば、事前発注約束等問題に関与していた取締役は、八木氏、豊松氏、白井氏及び森中氏であると認められる。また、金品受領問題を認識していた岩根氏も事前発注約束等について認識し得た者であるから検討の対象とする。

2 責任の根拠

第三者委員会調査報告書が指摘するように、事前発注約束等は、「一部特定の取引先の関係者からの強引な要求に従って発注や事前の情報提供を行うというものであり、公益的な役割を担う電力会社の発注行為において公正さが欠ける事態になっていた」ものであって、金品受領問題と相俟って関西電力の深刻な信用失墜を招くものであった。

この点、当委員会のヒアリングに対し、関与者の中には、「原子力発電事業を円滑に行うためには地元企業への発注が必要であり、かつ、地元企業への発注を拡大することは関西電力の社内方針でもあったのであるから、事前発注約束等によって本件取引先等に発注したことは不適切ではなかった」、「森山氏から金品を受領したから事前発注約束等をしたわけでもなかった」等と述べた者もいた。

また、関西電力は、会社としても、2004年の美浜原子力発電所3号機で発生した事故以降、地域共生の強化の方針を示しており、例えば、2008年には、森詳介氏（以下「森氏」という。）が社長名で福井県に対し、「工事発注ならびに物品購入については、出来る限り地元の取引先を活用するなど、今後とも継続して県内企業への発注拡大に向けて進めていきます」等と記載した報告書を提出していた。

とはいえ、仮にこうした地域共生の強化の観点から関西電力が地元企業に工事等を発注すること等に合理的な理由があったとしても、

- ① 関西電力の役職員が森山氏から多額の金品を渡されていたこと
- ② 事前発注約束等によって利益を得るのは本件取引先等であり、森山氏が本件取引先等への発注を求めていることからすると、上記金品の原資は本件取引先等から拠出されているのではないかと疑問を持つのが通常であったこと
- ③ 本件取引先等以外に、関西電力が事前発注約束等を行っていた取引先は見当たらないこと

等に鑑みると、本件取引先等との関係については、森山氏の圧力により、不正・不適切発注が行われる危険性が高かったと解される。かかる危険性は、通常取引先に対する発注の場合又は発電所等が立地する地元に対する経済・雇用創出等の通常の貢献の場合における不正・不適切発注の危険性を明らかに上回る。

たとえ関西電力が高浜町に対して地元共生の強化を掲げていたとしても、工事発注等に関する森山氏の真意は、福井県や高浜町との共生を図る点にあったのではなく、地元共生に名をかりた森山氏個人や本件取引先等の私的利益に向けられたものにすぎなかったと推察される。かかる森山氏の真意を押し量ることなく本件取引先等に対して工事等を発注したことが適正・適切であったとすることはできない。

この点、第三者委員会調査報告書は、吉田開発、株式会社オーイング及び X1 社に対する特命発注案件について、特命発注の理由の合理性に疑問を呈している。また、吉田開発及び株式会社塩浜工業への競争発注案件についても、吉田開発及び株式会社塩浜工業に事前に概算額等の工事情報を提供していたことから競争発注の手続が不適切であったと指摘する。さらに、関西電力が森山氏の要求に応じて、吉田開発に対する発注額の増額等を事前に約束し、実際に新たな工事等を吉田開発に発注していたことや、柳田産業株式会社（以下「柳田産業」という。）に対する年度毎の発注予定額やその増額等を事前に約束し、実際に当該発注予定額を満たす工事等を柳田産業に発注していたことは、関西電力の発注プロセスの適切性や透明性を歪めるもので、ひいては同社の利益をも損なわせるおそれがあった旨指摘している。

上記のとおり、本件取引先等に対する関係では、不正・不適切な発注が行われる危険性が特に高かったのであるから、事前発注約束等を認識し又は認識し得た取締役は、当時の業務分掌に応じ、善管注意義務の具体的内容として、自ら又は担当取締役をして、本件取引先等に対して不正・不適切な発注が行われることがないように、通常取引先に対する発注や地元貢献の場合とは異なる、より高度の発注に関する適正性を確保する体制を構築すべき義務（以下「適正発注体制整備義務」という。）を負っていた。具体的には、森山氏からの要求がある中で、本件取引先等に対する発注計画を策定し具体的な発注を行

うのであれば、その際、原子力事業本部による工事等の発注に対する実効的な牽制機能を有する法務・コンプライアンス部門やコンプライアンス委員会等の確認を経るような発注体制や、工事等を所管する部門から中立性の高い調達部門に工事等の契約締結権限を移管し、発注した工事等の適正性について事後確認を行うなどの発注体制を構築すべきであった。

また、当時の地位ないし業務分掌等上、適正発注体制整備義務が認められない取締役については、代表取締役ないし他の取締役の業務執行に対する監視義務を負っていた。

3 責任

以下、上記**1**記載の取締役 5 名について、善管注意義務違反の有無を検討する。なお、事前発注約束等が行われなくなった 2018 年 2 月 20 日を終期と捉えて検討する。

(1) 八木氏

八木氏は、前記**第 2**の**3 (1)**のとおり、2006 年 6 月以降、取締役として原子力事業本部の業務全般を統括管理する等し、また、2010 年 6 月以降、代表取締役社長又は代表取締役会長として、関西電力の業務全般を統括管理していた。この間、八木氏は、遅くとも 2006 年 6 月以降、森山氏による社会的儀礼の範囲を超える金品供与と工事発注との関連性を含む事前発注約束等を認識し又は認識し得たが、適正発注体制整備義務を尽くしたとはいえない。

よって、八木氏には善管注意義務違反がある。

(2) 豊松氏

豊松氏は、前記**第 2**の**3 (3)**のとおり、2009 年 6 月以降、取締役として原子力事業本部の業務全般を統括管理し、2011 年から 2019 年 6 月までの間は代表取締役副社長を務めていた。この間、豊松氏は、遅くとも 2010 年 1 月 17 日以降、森山氏による社会的儀礼の範囲を超える金品供与と工事発注との関連性を含む事前発注約束を認識し又は認識し得たが、適正発注体制整備義務を尽くしたとはいえない。

よって、豊松氏には善管注意義務違反がある。

(3) 白井氏

白井氏は、前記**第2の3(4)**のとおり、2010年6月から2013年6月までの間は、取締役として原子力事業本部長の業務全般にわたって同本部長の職務を補佐する業務を所掌し、2013年6月から2017年6月までの間は、特定の業務担当のない取締役を務めた。この間、遅くとも2010年6月以降、森山氏による社会的儀礼の範囲を超える金品供与と工事発注との関連性を含む事前発注約束等を認識し又は認識し得た¹²が、適正発注体制整備義務を尽くしたとはいえない。また、白井氏は、2013年6月以降、当時の地位や業務分掌上、原子力事業本部を担当等していなかったことに鑑みると、適正発注体制整備義務まで負うものではないが、八木氏及び豊松氏の業務執行の内容に疑念を差し挟むべき事情があることを認識し又は認識し得た。にもかかわらず、この間取締役会等を通じてその業務執行が適正に行われるような行動をとっておらず、監視義務を尽くしたとはいえない。

よって、白井氏には善管注意義務違反がある。

(4) 森中氏

森中氏が関西電力の取締役に就任したのは、事前発注約束等が行われなくなった2018年2月20日より後の2019年6月の株主総会である。

よって、森中氏には適正発注体制整備義務違反、監視義務違反、その他の善管注意義務違反はない。

(5) 岩根氏

岩根氏は、前記**第2の3(2)**のとおり、2016年6月以降、代表取締役社長として関西電力の業務全般を統括管理していた。岩根氏は、遅くとも2017年3月15日以降、取引先関係者である森山氏から多額の金品が原子力事業本部の役職員に渡されていることを認識したのであるから、森山氏が見返りを求めていることを疑い、事前発注約束等を認識し得たはずである。そのため、岩根氏は関西電力の業務全般を統括管理する代表取締役社長として、適正発注体制整備義務を負っていたが、上記義務を尽くしたとはいえない。

よって、岩根氏には善管注意義務違反がある。

¹² 前記のとおり、第三者調査委員会報告書等によれば、例えば、白井氏も、森山氏による工事発注の要求に関する原子力事業本部担当者からのメールを豊松氏らと共に受信していた。

第4 公表等問題

第三者委員会調査報告書によると、代表取締役社長であった岩根氏は、2018年2月20日以降、吉田開発に対する税務調査の一環として関西電力に対する金沢国税局による調査が行われたことを契機として、金沢国税局への対応としての社内調査を実施するとともに、同年6月22日には、本件問題に関する社内調査委員会を設置し、同年9月14日、社内調査報告書の提出を受けた。したがって、その頃には、岩根氏及び代表取締役会長であった八木氏は、金品受領問題や事前発注約束等問題の概要を認識するに至った。また、同年10月9日には本件問題の概要等に関する役員研修会（以下「**本件役員研修会**」という。）を実施したものの、八木氏及び岩根氏は、森氏とも相談の上、本件問題について対外公表しない方針並びに取締役会への報告及び社外取締役を含めた個々の取締役への報告を不要とする方針を決定し、対外公表及び取締役会等への報告もしなかった。また、監査役（常任監査役）への報告も、2018年10月1日まで行わなかった。こうした社内調査結果を取締役会へ報告しなかったことや対外公表をしなかったこと（取締役会への報告と対外公表を併せて、以下「**公表等**」という。）についての善管注意義務違反の有無を以下検討する。

1 関与者

第三者委員会調査報告書等によると、2018年9月に報告された社内調査結果を知っていた取締役は、社内調査報告書を受領した岩根氏、岩根氏と共に公表等問題の対応を検討した八木氏、当時原子力事業本部の担当取締役であったことから八木氏及び岩根氏から社内調査結果への対応について相談され社内調査結果を認識するに至った豊松氏、及び社内調査委員会の委員として社内調査結果を知っていた井上富夫氏（以下「**井上氏**」という。）である。また、八木氏及び岩根氏は、当時相談役であった森氏にも社内調査結果への対応について相談しているから、森氏も社内調査結果を認識していたと認められる。しかし、森氏は当時取締役ではなかったため、本**第4**における検討対象としない。

また、第三者委員会調査報告書等によると、2018年10月9日、社外取締役と八木氏を除く全ての取締役（岩根氏、豊松氏、土井義宏氏、森本孝氏、井上氏、彌園豊一氏、杉本康氏、大石富彦氏、島本恭次氏、稲田浩二氏。岩根氏、豊松氏及び井上氏を除く取締役につき、以下「**本件役員研修会出席取締役**」という。）及び取締役ではない常務執行役員（1名を除く。）が出席した本件役員研修会が実施され、当該研修会において、抽象化された内容ではあるが金品受領問題及び事前発注約束等問題の概略が報告された。

2 責任の根拠

当委員会による補充調査の結果、社内調査の結果について公表等をしなかったことについて、上記 1 の取締役の中には以下のように述べる者がいた。

- ① 社内調査結果は、金品受領問題や事前発注約束等問題はコンプライアンス上不適切ではあったが違法ではなく、また、関西電力に損害が発生しているものでもない、というものであった。
- ② 社内調査結果が報告された頃には、渡されていた金品の大半を森山氏に返却ないし実質的に返却済みであり、森山氏との関係を絶つこともできていた。
- ③ そのため、社内調査結果の対外公表は不要であり、必ずしも取締役会への報告まで必須ではないものと考えた。
- ④ 社内調査結果を対外的に公表すると森山氏との関係が悪化し、その結果、森山氏が関西電力の原子力発電所の再稼動を遅延させるための活動をする等、原子力発電事業への悪影響が懸念された。
- ⑤ 社内調査結果を取締役に報告しようとする取締役会事務局の担当者らを含む多数の人間に情報が拡散し、情報漏洩リスクが高まると考えた。取締役会に社内調査結果を報告しても、上記の原子力発電事業への悪影響等に鑑み、対外公表をしないという同じ結論となっていたはずである。

しかし、第三者委員会調査報告書が指摘するように、社内調査は、森山氏から金品を渡されていた E 氏を通じて行われており、また調査対象には同氏の上司である豊松氏も含まれていたことから、その調査体制や調査手続は不適切であった。

また、業務を執行する取締役は、3 か月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を取締役に報告しなければならず（会社法 363 条 2 項）、かつ関西電力の取締役会規則上、

- イ 重要な業務の執行状況
- ロ 業務の適正を確保するための体制の運用状況
- ハ 取締役の競業取引、自己取引等に関する重要な事実
- ニ その他重要な事項

が取締役会への報告事項として定められている（関西電力取締役会規則 8 条 2 項）。

上記の要報告事項に関し、社内調査結果に係る事実がこれらに該当するかは評価の問題である。とはいえ、第三者委員会調査報告書が指摘するように、社内調査結果に係る事実が「業務の適正を確保するための体制の運用状況」又は

「その他重要な事項」のいずれかに該当するとの見方もある。仮に社内調査結果を認識していた取締役が社内調査結果を取締役会に報告すれば、取締役会において、社内調査結果の取扱いについてより慎重かつ多面的な検討が行われた可能性がある。八木氏及び岩根氏が社内調査結果を取締役会に報告し、取締役会において慎重な検討を行っておけば、対外公表をしないと結論に至ったとしても、こうした結論が社内外の取締役や監査役も含めた取締役会にて審議を尽くした上での結論であれば、今般招いたほどの深刻な信用失墜を回避することもできたはずである。

もっとも、社内調査結果は、コンプライアンス上不適切ではあるが違法ではなく、会社に損害は発生していないというものであった。このことから、八木氏及び岩根氏が森氏と相談の上、対外公表はしないと判断したことが不合理ではないとの見方もある。そのため社内調査結果を公表しなかったことのみをもって、直ちに善管注意義務違反があるとするのは困難であると思われる。また、取締役会や社外取締役を含む個々の取締役に本件問題を報告しないと判断についても、上記の社内調査結果（外部の弁護士 3 名¹³も加わった社内調査委員会による調査結果であった。）に鑑みれば、善管注意義務違反があったといえるかについては結論が分かれ得る。第三者委員会も、2020 年 3 月 14 日の記者会見において、「社内調査結果と今私たちが知っていることを総合すれば、取締役会に報告しないでよいという結論にはならないが、それは我々が調べて知っているからであり、当時の社内調査報告書だけでどうするかは難しい問題である」等と、公表等をしなかったことについて、法的な問題があったとするのは難しい旨コメントしている。

この点、従来、法令違反事案につき自ら積極的に公表しないとの方針を採用したことにつき取締役の善管注意義務違反を肯定した裁判例（大阪高判平成 18 年 6 月 9 日判時 1979 号 115 頁〔ダスキン株主代表訴訟事件〕）が存在するものの、本件のように法令違反を認識するに至っていない場面で対外的公表を行わなかったことが取締役の善管注意義務違反を直ちに構成すると解することは、現在の判例法理に照らして困難である。

しかし、本件における対外公表をしない旨の判断には、不適切な体制で行われた社内調査の結果に依拠するのではなく、取締役会におけるより慎重な検討が必要であったのではないかという問題がある。

特に本件は、公共事業を担う関西電力における原子力事業本部の一部の役職員が長期間にわたって森山氏から多額の金品を渡され、森山氏の要求に応じて工事情報を提供していた等という重大な事案である。

¹³ 小林敬弁護士（社内調査委員会の委員長）、千森秀郎弁護士及び種村泰一弁護士の 3 名である。

こうした点を併せ考えれば、公表等を差し控えると決定した八木氏及び岩根氏の当時の対応につき善管注意義務違反がなかったとまで断定することも困難であるという他なく、今後、法廷における主張・立証を経て裁判所の判断を仰ぐべき問題であると思料する。

3 責任

(1) 八木氏及び岩根氏

社内調査結果が明らかになった当時、前記**第2の3**記載のとおり、八木氏及び岩根氏は、それぞれ代表取締役会長又は代表取締役社長として、会社の業務全般を統括管理していた。したがって、上記**2**における検討結果のとおり、八木氏及び岩根氏が社内調査結果を公表等しないと判断したことについて善管注意義務違反がなかったとするには至らず、法廷における主張・立証を経て裁判所の判断を仰ぐべき問題であると思料する。

(2) 豊松氏

豊松氏は、八木氏及び岩根氏から社内調査結果への対応について相談を受けるなどして社内調査結果を認識していたが、公表等をしないと決定したものはなかった。したがって、豊松氏は、善管注意義務に違反するとはいえない。

(3) 井上氏

井上氏も豊松氏と同様に、社内調査結果を認識していたが、社内調査結果への対応について八木氏及び岩根氏から相談を受けたわけではなく、また、公表等をしないと決定したものでもない。したがって、井上氏も、善管注意義務に違反するとはいえない。

(4) 本件役員研修会出席取締役

第三者委員会調査報告書によると、本件役員研修会で報告された内容は、「森山氏や吉田開発といった関係者名は匿名化され、金品受領者の氏名は明らかにされず、その受領金額の規模が億単位であったことも共有されないなど、本件問題はかなり抽象化・矮小化されていた」ものであった。当委員会の調査によっても、受領した金額の総額、個人毎の受領金額、その頻度等についての説明があったとは認定できなかった。加えて、本件役員研修会では、渡された

金品の大部分を返却ないし実質的に返却済みであることや工事発注では不正は認められなかったことが報告されていた。したがって、本件役員研修会出席取締役は、本件役員研修会で報告された事項が取締役会への報告が必要となる重大な事実であるとまでは認識していなかったものと思料する。

また、本件役員研修会は、社内調査委員会の委員長を務めた小林敬弁護士も出席、講話し、その内容は、「調査が終了した事案を教訓とする再発防止の徹底に力点が置かれたもの」で、過去、社会的儀礼の範囲を超えた多額の金品を個人の管理下で不明朗な状態に置いていたこと、会社で対応をするということができなかったこと等を反省するものであった。この点に関し、第三者委員会調査報告書は、「参加者に外部の弁護士によるしかるべき調査が行われたという認識が与えられ得る状況であったことなどからすれば、同研修会において本件問題はいわば解決済みの問題として提示されたところもあるといえ、出席者に追加的な対応を期待することは難しい面があったと言わざるを得ない」と認定している。実際、本件役員研修会出席取締役の中には、「研修の説明内容は、渡された金品の金額や関係者の実名も明かされない、抽象的なものであった」、「役員研修であったことから、その目的は再発防止であると認識していた。そのため、研修の題材となった事象への対応を議論するための会合とは思ってもいなかった」、「研修の題材となっていた事象については、外部の弁護士も交えて社内調査を実施したとの説明があり、当然、社内調査を担当した役員や社長において、適切な対応が済んでいるものと認識していた」等と述べる者がいた。これらの点に鑑みると、本件役員研修会出席取締役が、報告された事項は既に解決済みであり、今後然るべき対策が必要であると思ひ至らなかったとしてもやむを得なかったものと認められる。よって、本件役員研修会出席取締役が、報告された事項について公表等が必要となり得ると認識し得る事情はなかったと思料する。

以上を踏まえると、本件役員研修会出席取締役に善管注意義務違反はない。

4 小 括

以上のとおり、公表等をしなかった判断が善管注意義務違反となるかについては見解が分かれるところであって、当委員会としては、八木氏及び岩根氏については、善管注意義務違反がなかったとするには至らないことから、今後、法廷における主張・立証を経て裁判所の判断を仰ぐべき問題であると思料する。

第5 役員報酬カット分補填問題及び追加納税分補填問題

1 事実関係

(1) 第三者委員会調査報告書における指摘等

第三者委員会調査報告書によれば、取締役退任後にエグゼクティブ・フェローに就任した豊松氏に対する報酬（月額 490 万円〔税込み〕。以下同じ）には、取締役副社長執行役員の基本報酬をベースとして設定された基本報酬（月額 370 万円）に加えて、過去の経営不振時の役員報酬カット分に対する補填（月額 90 万円）及び金品受領問題に関し豊松氏が納付した修正申告に係る追加納税分の補填（月額 30 万円）の趣旨も含まれていたとされている。

その後、この指摘を受けて関西電力は、2020 年 3 月 30 日付けで「役員退任後の嘱託等の報酬に関する当社の対応について」と題するプレスリリースにおいて、

「当社としては、ご指摘を厳粛かつ真摯に受け止め、社内で速やかに事実関係を確認いたしました。その後、同様の対応が確認された他の退任役員を含む全対象者に、今般の事態ならびに当社の対応の方向性を説明してきましたが、本日の取締役会において、以下の対応方針により、支給済みの嘱託等報酬の全額（約 2.6 億円）回収を図ることを決定しました。

- 支給済みの嘱託等報酬について、対象者へ全額の自主返還を要請する
- 自主返還が受けられなかった分は、当時、嘱託等の報酬に関する方針を決定した取締役へ自主的負担を要請する
- 対象者のプライバシー保護の観点から、個人名は公表しない

本日以降、この対応方針に基づき、全対象者と具体的協議を進めてまいります。

なお、本件については、取締役会直下に新設するコンプライアンス委員会を早期に立ち上げ、外部の客観的な視点から検証をしていただきたいと思いますと考えております。」

との内容（以下「嘱託等報酬返還要請方針」という。）を公表している。

当委員会は、豊松氏ほかの関西電力の元役員のエグゼクティブ・フェロー、相談役ないし嘱託としての報酬（以下「嘱託等報酬」という。）に関する役員報酬カット分補填問題及び追加納税分補填問題について補充調査を実施した。

その概要は、以下のとおりである。

(2) 過去の経営不振時の報酬カットに対する補填の経緯

関西電力は、2011年の東日本大震災による福島第1原子力発電所の事故を受けて、当時稼働していた全原子力発電所を停止したことで経営難に陥り、電力料金を2度にわたって値上げする事態となったことを受け、2012年3月から2019年6月までの88か月の間、社内の取締役、監査役及び執行役員（以下「役員等」という。）の役員報酬を一部カットする措置（以下「本件役員報酬カット」という。）を実施した。カット率は、職位に応じて、2012年3月から2012年9月までの7か月間は9%から15%の減額、2012年10月から2013年3月までの6か月間は15%から30%の減額であったが、2013年4月から2017年6月までの51か月間は28%から76%の減額で平均して50%以上の減額というものであった。当時の役員等は、このように長期間にわたって役員報酬を大きく減額される中、大飯、美浜等の各原子力発電所の停止に伴う電力需給の逼迫を受けて節電依頼や計画停電¹⁴を実施することになった場合を想定した計画作成、原子力発電所再稼働の準備等のために奔走していた。そこで、代表取締役会長であった森氏は、2015年10月頃、代表取締役社長であった八木氏に対し、「何らかの形で在任中の労苦に報いる必要があるのではないか。その具体的態様については自分が秘書室と検討する。」と提案した。この提案に八木氏が特段の異議を述べなかったことを受けて、森氏が、本件役員報酬カットの対象となった役員等に対して、その退任後に一定の報酬を支払うことによって、カットされた役員報酬を実質的に補填することを企図した方針（以下「本件報酬補填方針」という。）を決定した。

なお、関西電力では、取締役の報酬に関しては、2006年6月29日開催の定時株主総会で定められた上限金額（月額7,500万円）の範囲内で取締役会が決定するとされているところ、各取締役に対する個別の役員報酬額の決定は、毎年、取締役会決議にて代表取締役会長に一任されていた。また、エグゼクティブ・フェロー、相談役、顧問及び嘱託の人選及びその報酬額についても、慣行的に代表取締役会長が決定権限を有していた。

その後、森氏から指示を受けた関西電力の秘書室が本件報酬補填方針を具体化した「役員報酬返上に係る対応措置の取扱いについて」と題する方針伺いを作成し、当該方針伺いには、嘱託等の業務を委嘱する際の報酬に加算する補填額は、「平成25年4月以降の支払い報酬総額と、その間報酬返上が4割であった場合の報酬総額との差額」を基準金額とし、委嘱期間その他の要素を勘案の上、個別に決定する旨の記載があった。森氏及び八木氏は、2016年4月20日、上記方針伺いの内容を確認した。

¹⁴ 最終的に関西電力管内では実施されなかった。

森氏は、2016年5月27日から同年6月13日にかけて、同年6月の定時株主総会終結後に退任する森氏自身を含む合計8名の役員等に対し、また、八木氏は、2017年5月23日から2019年6月14日にかけて、豊松氏を含む合計10名の役員等に対し、それぞれ、その退任後、役員等に在任中の報酬カット分を考慮した報酬額で相談役、エグゼクティブ・フェロー又は嘱託（以下、場合により、これらを「**嘱託等**」と総称する。）を委嘱する旨の稟議を決裁した。これらの報酬額は、いずれも関西電力の秘書室（2018年6月27日以降は総務室）が本件報酬補填方針に従って算出したものを森氏及び八木氏がそれぞれ決裁した。

(3) 追加納税分の補填の経緯

2018年2月20日以降、関西電力に対して金沢国税局による調査が行われた際、豊松氏、森中氏、F氏及びG氏は、金沢国税局から、森山氏から渡されていた金品に関して、各個人の所得税に係る修正申告を行うべきではないかとの指摘を受けた。豊松氏ら4名は、かかる指摘を受けた当初、それぞれの顧問弁護士と相談し、森山氏から「預かっていた」とする金品につき、自らのものとする意図がなく、受領金品自体又は受領金品相当額の代替品を返却していること等から、自己の所得ではないとして修正申告しないとの意向を示していた。しかし、岩根氏（当時社長）、八木氏（当時会長）及び森氏（当時相談役）は、この税務調査を早期かつ平穩に終結させるため、豊松氏ら4名に対し修正申告を行うよう説得し、結果として豊松氏ら4名は、各個人の所得税に係る修正申告の上、追加納税を行った。

森氏は、2018年8月又は9月頃、八木氏及び岩根氏に対し、豊松氏ら4名は、原子力発電事業を円滑に進めるという関西電力の使命全うのためにやむを得ず森山氏から金品を受領していたことや上記追加納税の経緯に鑑み、本件報酬補填方針の考え方に準拠して、豊松氏ら4名が負担した追加納税分につき関西電力で負担することを検討すべきではないかとの意見を述べた。これを受けて岩根氏は、総務室に対して追加納税分の補填方法について検討するよう指示した。その結果、岩根氏は、2019年6月、総務室から、豊松氏に対するエグゼクティブ・フェローとしての報酬額につき、同氏のエグゼクティブ・フェローとしての基本報酬額に過去にカットした役員報酬と追加納税分との合計金額を加算するとの案の提示を受け、当該案を承認した。関西電力の総務室は、上記の案に基づき追加納税分が加算された報酬額を算定し、八木氏は、2019年6月14日、かかる報酬額で豊松氏に対しエグゼクティブ・フェローの委嘱を行うことを決定した。豊松氏は、同月22日、この報酬額でエグゼクティブ・フェローの委嘱を受け、同職に就任した。

総務室が作成した「豊松エグゼクティブフェロー（取締役副社長執行役員待遇）の報酬取扱いについて」と題する書面には、豊松氏のエグゼクティブ・フェローの報酬額（月額 490 万円）がエグゼクティブ・フェローとしての基本報酬額（月額 370 万円）に豊松氏の追加納税分の補填とされる月額 30 万円と過去の役員報酬カットに対する補填とされる月額 90 万円を加算することによって算定されたことが記載されていた。

なお、2019 年 9 月に本件の一連の問題が明るみに出た時点で、森中氏、F 氏及び G 氏は未だ関西電力の役員に在任中であったため、豊松氏のように追加納税分が加算された嘱託等報酬額の決定を受けてはいない。

(4) 役員報酬カット分等を考慮した金銭の支払

関西電力は、2016 年 7 月から 2019 年 10 月にかけて、役員報酬カット分を考慮した金額として、森氏及び豊松氏を含む合計 18 名の嘱託者等（以下「**本件対象元役員**」という。）に対して総額 2 億 5,900 万円を支払った。また、2019 年 7 月から同年 10 月にかけて、上記追加納税分を考慮した金額として、豊松氏に対して総額 120 万円を支払った。

(5) 嘱託等報酬の返還

関西電力は、上記**(1)**のとおり、2020 年 3 月 30 日、嘱託等報酬返還要請方針を公表し、それに基づき、同年 3 月 30 日から 4 月 9 日にかけて、上記 18 名の本件対象元役員に対して、過去の役員報酬カットに対する補填と解される金額（合計 2 億 5,900 万円）及び追加納税分の補填と解される金額（合計 120 万円）の自主的返還を求める文書を送付し、それに応じた本件対象元役員の全員から、各自が自主的返還を要請された金額（所得税として納付した額を控除する前の名目額）の全額である 2 億 6,020 万円が既に関西電力に返還済みである¹⁵。

2 問題の所在・検討

(1) 過去の経営不振時の役員報酬カットに対する補填

本件対象元役員に対する嘱託等報酬については、実質的な役員報酬の後払い

¹⁵ 本件対象元役員のうち、2 名が関西電力の要請した金額の一部の返納に応じなかった（合計 590 万円）が、他の本件対象元役員が上記 590 万円の返還に応じた。

ではなく、嘱託等としての役務提供への対価であったと評価できる側面がある¹⁶。すなわち、会社が役員在任期間中の功績その他諸般の事情から、役員退任後も退任役員を嘱託等に採用して一定の報酬を支払うこと自体は、我が国の上場会社の間でも広く見られる慣行であるところ、そのような場合に嘱託等を委嘱すること自体が実質的な役員報酬の後払いであると一般的に解されているわけではない。本件において委嘱を受けた者は、個人によってその業務遂行状況に濃淡はあるものの、それぞれ委嘱内容に基づく実態のある業務を行っており、本件対象元役員の中には、在職中の知見を活かして大所高所から関西電力の現職の役職員に具体的な助言等を行っていた者もいた¹⁷。また、本件対象元役員の中には、森氏又は八木氏から委嘱の趣旨について「過去の労苦に報いるため、役員退任後も嘱託等として業務を委嘱する」との説明を受け、退任後も嘱託等として関西電力のために働く機会を付与することによって役員等在任中の労苦に報いるものだと理解していた者もいた。そもそも嘱託等報酬が実質的な役員報酬の後払いであるならば、本件報酬補填方針の適用期間中に役員に在籍していた元役員全員に嘱託等の委嘱が行われるのが自然であるが、本件報酬補填方針の適用期間中に役員に在籍していた元役員 22 名のうち 4 名に対しては、嘱託等の委嘱自体が行われていない。

上記 1 (2) で述べたとおり、森氏は、役員等の報酬カット分を実質的に補填するために本件報酬補填方針を決定し、それを具体化した方針伺いにおいても報酬返上額が勘案されている。また、当委員会のヒアリング結果によれば、本件対象元役員の中には、森氏ないしは八木氏から、嘱託等の委嘱時に、経営不振時に役員報酬の大幅な減額をしていたことを理由とすることの説明を受けた者や、委嘱された業務の内容が抽象的であり、委嘱内容を満たすだけの業務を行えたか疑問であると述べる者がいたのであり、嘱託等としての役務提供への対価というには疑義がある。

後に、関西電力が本件対象元役員に対して個別に役員報酬カット分及び追加納税分の各補填相当額の自主的返還を求めている以上、各補填の事実及び各補填相当額の個別管理があったといえる。

したがって、森氏及び八木氏は、それぞれ代表取締役会長として嘱託等の報酬額を具体的に決定する際、本件報酬補填方針に基づき、役員等在任中の役員報酬カット分を考慮していたと認められる。とりわけ、森氏は、2016 年 5 月下

¹⁶ なお、関西電力が退任した役員に対して業務委嘱を依頼する文書（委嘱状）には、委嘱業務の内容、報酬月額及び委嘱期間が記載されているのみで、役員在任中の役員としての職務執行の対価である旨は全く記載されていない。

¹⁷ 例えば、豊松氏は、東京への定期的な出張を含め基本的に毎日出社して勤務しており、原子力規制庁の対応等の渉外業務を行っていた。

旬に代表取締役会長として、自身への相談役の委嘱や、相談役としての基本報酬額に役員報酬カット分を勘案した報酬額を加算する意思決定を行ったのであるから、本件報酬補填方針を決定した当事者として、自らの相談役としての報酬額に役員報酬カット分を勘案した報酬額が含まれていることを熟知していた¹⁸。

以上からすれば、本件報酬補填方針に基づいて支払われた嘱託等報酬の額には、役員等報酬の後払いに相当する金額が含まれていた可能性を否定できない。

この点、上場会社である関西電力は、金融商品取引法上、有価証券報告書に取締役及び監査役の報酬等（報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であって、最近事業年度に係るもの及び最近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなったもの）を記載する義務を負っている（金融商品取引法24条）。そのため、仮に嘱託等への報酬支払に役員等報酬の後払いに該当するものが含まれていたのであれば、当該金額について取締役及び監査役の報酬等として有価証券報告書に記載しなければならなかったことになる。しかし、関西電力は、嘱託報酬の金額を有価証券報告書に記載していない。また、関西電力では、役員報酬に関しては、株主総会で定められた上限金額の範囲内で取締役会が決定するとされているところ、各取締役に対する個別の役員報酬額の決定は、最終的には代表取締役会長に一任されていたが、2015年11月26日以降、人事・報酬等諮問委員会における審議を経て個別の取締役に対する取締役報酬額が決定されている。したがって、本件対象元役員のうち取締役を退任した者に対する嘱託等報酬に役員報酬の後払いに相当するものが含まれている場合には、森氏及び八木氏は、代表取締役会長として嘱託等報酬を具体的に決定する際、人事・報酬等諮問委員会の審議を経る必要があった。特に、森氏が自らの過去の役員報酬カット分を勘案した相談役の報酬額の決定を自らで行っていることに照らしても、人事・報酬等諮問委員会の審議といった適正な手続を経る必要性が高かったことは明らかである。

¹⁸ なお、エグゼクティブ・フェローを委嘱される際に、エグゼクティブ・フェローとしての基本報酬額に役員報酬カット分を勘案した報酬額が加算されていた豊松氏は、当委員会のヒアリングにおいて、自らのエグゼクティブ・フェローとしての報酬額に役員報酬カット分を勘案した報酬額が含まれていることは知らなかった旨回答し、それを覆すに足りる証拠はないが、会社法上の役員報酬規制は、会社から役員の職務執行の対価として支払われる報酬の支払手続や開示につき規律するものであって、職務執行の対価であるか否かは一義的には会社側の認識によって定まるものであると解される（私法上それがいかなる契約に基づいて支払われるかは、会社法上の役員報酬規制が適用されるか否かを判断する際の考慮事由の一つとはなるものの、そのみによって当該規制が適用されるか否かが決せられるものではないと考えられる）。

また、本件対象元役員のうち監査役を退任した者に対する嘱託等報酬に役員報酬の後払いに相当するものが含まれている場合には、会社法 387 条 2 項に従い、監査役の協議により定める必要があった。しかし、本件対象元役員に対する嘱託等報酬の金額の決定にあたって、これらの審議・協議は経られていない。

したがって、仮に本件対象元役員に対する嘱託等報酬に役員報酬の後払いに相当するものが含まれていたのであれば、本件対象元役員に対する嘱託等の委嘱は、上記の開示規制及び社内手続に違反したことになる。また、仮に本件対象元役員に対する嘱託等報酬に役員報酬の後払いに相当するものが含まれていなかったとしても、上記のとおり、本件対象元役員の中には委嘱内容を満たすだけの業務を行うことができたか疑問であると自ら述べる者がいた。そのため、本件対象元役員に対する嘱託等報酬の中には委嘱した業務の対価として相当性を欠くものがあった。

関西電力においては、上記 **1 (2)** で述べたとおり、代表取締役会長が、代表取締役社長に相談することはあったものの、実質的には単独で個々の取締役の報酬額を決定し、報酬額を決定する際、直接、秘書室に対し、具体的な報酬額を算定させるなどしていた。また、嘱託等の人事及びその報酬額に関する方針やそれらの具体的な内容の決定についても、慣行として実質的には代表取締役会長の専権とされていた。

したがって、森氏は、代表取締役会長として嘱託等の人事及びその報酬額についての決定権限を有しており、そうである以上、その善管注意義務の具体的な内容として、嘱託等への報酬額の算定方針を決定するにあたり、その方針が法令及び社内手続に違反せず、対価の相当性を担保したものとする義務を負っていた。

他方、八木氏は、森氏が本件報酬補填方針を決定した際、嘱託等への報酬額についての決定権限を有しておらず、八木氏が本件報酬補填方針を決定したとは認められない。しかしながら、八木氏は、その後代表取締役会長として本件対象元役員に対する嘱託等の委嘱及びその報酬額を具体的に決定しており、その善管注意義務の具体的な内容として、嘱託等の委嘱内容及びその報酬額を決定するにあたり、その内容が法令及び社内手続に違反せず、対価の相当性を担保したものとする義務を負っていた。

なお、上記 **1 (5)** で述べたとおり、関西電力は、本件対象元役員から嘱託等報酬全額（所得税控除前の名目額）を回収済みであり、実質的な損害は発生していないようにも思われる。しかしながら、後記のとおり、役員報酬カット分補填問題に関しては、第三者委員会及び当委員会の各調査費用のみならず、本件を機に再編されたコンプライアンス委員会（委員長：中村直人弁護士）の調査費用も生じており、各調査費用の少なくとも一部は役員報酬カット分補填問

題と相当因果関係のある損害であるから、関西電力には損害が発生しているといわざるを得ない。

(2) 追加納税分の補填

豊松氏に対するエグゼクティブ・フェローとしての報酬額に、豊松氏が森山氏から渡された金品につき所得税に係る修正申告時に納付した追加納税分の補填が含まれていた場合、かかる追加納税分を補填する方針を決定することにつき善管注意義務違反の有無が問題となる。

追加納税分は、豊松氏らの関西電力の役職員としての業務遂行に伴って豊松氏ら個人に発生した費用であって、「委任事務を処理するのに必要と認められる費用」（民法 650 条 1 項）等として、関西電力が豊松氏に対する費用償還として、これを補填することは許容されとの考え方がある。しかし、前記**第 2**のとおり、個人として対応するのではなく会社として金品受領問題に対応すべきであったことや、個人として対応した場合でも追加納税を要するほど長期間保管する必要はなかったことから、「委任事務を処理するのに必要と認められる費用」には該当しないと思料する。また、追加納税分が委任事務処理費用ではなかった場合、追加納税が委任事務を処理するために受けた損害に該当し得るとしても、少なくとも「委任事務を処理するため自己に過失なく損害を受けたとき」（同条 3 項）には該当しないと思料する。

したがって、関西電力が豊松氏に対する費用償還等として追加納税分の補填を行う必要はなかったのであるから、その補填を決定した者には、善管注意義務違反が認められる。

(3) 責 任

ア 森 氏

本件報酬補填方針に基づく嘱託等への報酬額の決定は、法令及び社内手続に違反し、又は対価の相当性を欠くものであった。したがって、森氏は、嘱託等への報酬額の算定方針を決定するにあたり、その方針が法令及び社内手続に違反せず、対価の相当性を担保したものとする義務を尽くしたとはいえない。

よって、森氏には、本件報酬補填方針を決定したことにつき、善管注意義務違反がある。

イ 八木氏

八木氏が決定した本件対象元役員に対する嘱託等の委嘱の内容及びその報酬額は、法令及び社内手続に違反し、又は対価の相当性を欠くものであった。したがって、八木氏は、嘱託等の委嘱内容等を決定するにあたり、その内容が法令及び社内手続に違反せず、対価の相当性を担保したものであるとする義務を尽くしたとはいえない。

よって、八木氏には、本件対象元役員に対する嘱託等の委嘱を決定したことにつき、善管注意義務違反がある。

また、八木氏は、関西電力が豊松氏に対する費用償還等として追加納税分の補填を行う必要はなかったのであるから、豊松氏に対する追加納税分を補填することを決定したことについても、善管注意義務違反がある。

ウ 岩根氏

岩根氏は、八木氏同様、関西電力が豊松氏に対する費用償還等として追加納税分の補填を行う必要はなかったのであるから、豊松氏に対する追加納税分を補填することを決定したことについて、善管注意義務違反がある。

第6 小括一善管注意義務違反がある取締役

善管注意義務違反がある取締役は、以下のとおりである。なお、これらの取締役には、いずれも任務懈怠につき故意又は過失（帰責事由）がある¹⁹。

1 金品受領問題

金品受領問題につき、八木氏、岩根氏、豊松氏及び白井氏は、当時の地位ないし業務分掌等に照らし、本件対応義務²⁰を負っていたが、かかる義務を尽くしていなかったため、善管注意義務違反がある。また、白井氏は、原子力事業本部長の職務を補佐する業務を所掌しなくなった2013年6月以降、他の取締役の業務執行に対する監視義務を負っていたところ、金品受領問題を認識し、八木氏や豊松氏の業務執行の内容に疑問を差し挟むべき事情があることを認識していたにもかかわらず、かかる監視義務を尽くしていなかったため、善管注意義務違反がある。

2 事前発注約束等問題

事前発注約束等問題につき、八木氏、岩根氏、豊松氏及び白井氏は、当時の地位ないし業務分掌等に照らし適正発注体制整備義務²¹を負っていたが、かかる義務を尽くしていなかったため、善管注意義務違反がある。また、白井氏は、原子力事業本部長の職務を補佐する業務を所掌しなくなった2013年6月以降、他の取締役の業務執行に対する監視義務を負っていたところ、事前発注約束等を認識し、八木氏や豊松氏の業務執行の内容に疑問を差し挟むべき事情があることを認識していたにもかかわらず、かかる監視義務を尽くしていなかったため、善管注意義務違反がある。

¹⁹ なお、「善管注意義務違反があると判断すると過失の有無は問題としない（=過失の有無も善管注意義務違反のなかで判断する）のがこれまでの判例の趨勢であるといえる。」と指摘されている（神田・前掲注8）277頁）。

²⁰ 取締役会やそれに準ずる会議体に報告する等して対応を協議・検討し、自らあるいは原子力事業本部の担当取締役らや法務・コンプライアンス部門等をして、森山氏に金品受領の拒絶を申し入れ、渡された金品を会社として保管・管理する等の対応をすべき義務。

²¹ 自ら又は担当取締役をして、本件取引先等に対して不正・不適切な発注が行われることがないように、通常の取引先に対する発注や地元貢献の場合とは異なる、より高度の適正発注を確保する体制を構築すべき義務。

3 公表等問題

公表等問題につき、八木氏及び岩根氏に関しては、社内調査結果を公表等しないと判断したことについて善管注意義務違反がなかったとするには至らず、今後、法廷における主張・立証を経て裁判所の判断を仰ぐべき問題であると思料する。

4 役員報酬カット分補填問題及び追加納税分補填問題

(1) 役員報酬カット分補填問題

役員報酬カット分補填問題につき、森氏は、嘱託等への報酬額の算定方針の決定にあたり、その方針が法令及び社内手続に違反せず、委嘱の対価として相当性を担保したものとする義務を負っていたが、本件報酬補填方針を決定し、かかる義務に違反したため、善管注意義務違反がある。八木氏は、嘱託等の委嘱内容を具体的に決定するにあたり、その内容が法令及び社内手続に違反せず、対価の相当性を担保したものとする義務を負っていたが、本件対象元役員に対する嘱託等の委嘱を決定し、かかる義務に違反したため、善管注意義務違反がある。

(2) 追加納税補填問題

追加納税分補填問題につき、八木氏及び岩根氏は、関西電力が豊松氏に対する費用償還等として追加納税分の補填を行う必要はないにもかかわらず、追加納税分を補填する方針を決定したため、善管注意義務違反がある。

第7 各取締役の善管注意義務違反により生じた損害

以上で認められた各取締役の善管注意義務違反と相当因果関係を有する損害²²は、以下のとおりである。

1 第2記載の本件対応義務違反等と相当因果関係のある損害

(1) 事前発注約束等によって関西電力が受けた発注関係の損害

第三者委員会調査報告書は、事前発注約束等の対象となった工事等につき発注金額の水増しはなく、発注金額が不合理であったものは認められなかったとしている。また、当委員会のヒアリングに対し、関与者は、「不要な工事等を発注したことはなく、発注金額自体も適正なものであった」と述べている。

しかし、前記**第3の2**のとおり

- ① 第三者委員会調査報告書が、特命発注案件の中には特命発注の理由に疑義がある（特命発注ではなく競争発注を行えば、より低い発注金額とすることができたと考えられる）ものがあつたと述べていること
- ② 競争発注案件の中には、事前に工事情報を提供し、競争発注の手続が不適切になっていた（より低い価格での入札が行われ、より低い発注金額とすることができたと考えられる）ものがあつたこと
- ③ 関西電力は、森山氏から事前に発注予定額等を約束させられ、実際にかかる約束に従って工事等の発注が行われていた（関西電力が本来不要な工事を発注していたか、別の取引先に、より低い発注金額で発注できた可能性を失っていたと考えられる）こと

に鑑みると、関西電力が事前発注約束等によって本件取引先等に発注した工事等の中には、本来よりも高い金額で発注したものや本来不要であったものが含まれていたと考えるのが相当である。

第三者委員会調査報告書等によれば、少なくとも柳田産業への発注に関し、関西電力の役職員は、毎年度、森山氏からの要求に応じ、次年度の柳田産業に対して発注する可能性のある工事について、その発注金額を集計し、次年度の発注予定金額を森山氏に提示していた。また、関西電力の役職員は、ほぼ毎年度、森山氏から、関西電力が当初提示した発注金額からの増額要求を受けていたことから、かかる森山氏からの増額要求に応じる形で、あるいは森山氏から

²² 本報告書提出日において、関西電力が支出した費用額等が確定していないものもある。

の増額要求をあらかじめ織り込んで、次年度の柳田産業に対する発注金額を約束していた。関西電力は、森山氏からの要求に応じ、このように約束した発注金額を達成するようにしていた。

2010年度から2018年度までの間における柳田産業に実際に発注した「実績額」（直接発注及び間接発注の総額）、事前発注約束をした「約束額」及び約束額のうち森山氏の要求によって当初の提示額から増額させられた「増額分」は、以下のとおりである。

(単位：億円)

年 度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
実績額	59.4	46.9	30.1	43.9	38.1	34.7	47.1	35.8	37
約束額	35.5	37.5	30	34	28	35	38	37	36
増額分	不明	2	不明	6	3	不明	3	2	4

このように関西電力は、毎年度、森山氏との事前発注約束に従って事前発注約束をした発注金額とほぼ同額か、それを超える金額の発注を柳田産業に行っていた。事前発注約束の対象となった工事の中に関西電力にとって必要な工事が含まれていたとしても、事前発注約束をした発注金額を満たすための工事発注が繰り返されていたことを踏まえると、柳田産業に発注した工事の中には、関西電力にとって不要な工事や柳田産業以外に対してより低い発注金額で発注可能であった工事が含まれていた可能性は否定できない。したがって、少なくともこれらの事前発注約束の対象となった工事の全部又は一部につき²³、関西電力に損害が発生していると考えるのが相当である。

また、第三者委員会調査報告書等によれば、少なくとも吉田開発への発注に関し、事前発注約束の対象となった工事がある。これらには、次年度の吉田開発への発注金額の約束や増額を求められたもの、期中に当該年度の吉田開発への発注金額の増額を求められたものが含まれる。吉田開発に対する事前発注約束の対象となった工事の金額は、2018年度は3,600万円、2017年度は3,100万円、2016年度は2,100万円、2013年度は1億1,300万円、2012年度は8,700万円の、合計2億8,800万円である。これらの事前発注約束の対象となった工事の中には、関西電力にとって不要な工事や吉田開発以外に対してより低い発注

²³ 特に、森山氏の要求で当初提示した発注金額から増額された「増額分」（少なくとも合計20億円分）については、森山氏の要求に応じて無理矢理不要な工事を発注したものであって、その全額が損害である可能性がある。ただし、関西電力は不適切発注に基づくものとはいえ、工事等の完成や役務提供の結果として、一定の利益を享受している可能性があるため、かかる利益享受分は損害額から控除する必要がある。

金額で発注可能であった工事が含まれていた可能性は否定できない。したがって、少なくともこれらの事前発注約束の対象となった工事の全部又は一部につき関西電力に損害が発生しているものとする。

このように、事前発注約束等により関西電力に損害が発生しているものと考えられるが、具体的な損害額の算定は容易ではない。

この点、第三者委員会調査報告書の認定した事実に基づけば、金品受領問題と事前発注約束等との関係については

- ① 関西電力等が森山氏との事前発注約束等に基づき、本件取引先等に工事等を発注し
- ② 本件取引先等は、関西電力等から工事等を受注したことで得た利益の一部を森山氏に謝礼や報酬等の形で還元し²⁴
- ③ 森山氏は、そのように還元された利益の一部を関西電力等の役職員に渡していた等として、関西電力等が事前発注約束等によって支出した発注金額の一部が森山氏から渡される多額の金品として関西電力等の役職員に還流していた

と認められる。

仮に関西電力等が適切な工事等の発注を行っていたのであれば、本件取引先等がかかる「還流」を行う必要はない。そうすると本件取引先等は、不適切な発注といういわば関西電力の利益の犠牲の下、関西電力等から過大な金銭の支払いを受けていたと考えるのが合理的である。したがって、関西電力は、事前発注約束等に基づく不適切発注により、少なくとも還流された金品相当額又はそれ以上の金額に相当する損害を被っていたことになる。

関西電力には、事前発注約束等に基づく不適切な発注によって、本件取引先等に過大な金銭を支払うことにより損害が発生している。この損害額は、本件取引先等が不適切発注によって得た過大な利益相当額であって、この金額は関西電力等の役職員が1987年5月以降、森山氏から受領した金品の総額である約3億6,000万円を上回ることは容易に推察できる。

前記**第2**で責任が認められた各取締役が本件対応義務を尽くしていれば、事前発注約束等を防止することもできたのであるから、これらの取締役による本件対応義務違反等とかかる過大な発注によって関西電力に生じた損害との間には相当因果関係がある。

この点、八木氏は遅くとも2006年6月以降、豊松氏は遅くとも2010年1月

²⁴ 例えば、吉田開発は、森山氏に謝礼として総額約3億円を、柳田産業は森山氏に相談役の報酬として総額約6億円を、それぞれ支払っていたと認められる。

17日以降、白井氏は遅くとも2010年6月以降、岩根氏は遅くとも2017年3月15日以降に、それぞれ善管注意義務違反が認められる。八木氏ら4名の善管注意義務違反と相当因果関係のある損害額は、少なくとも、八木氏との関係では関西電力等の役職員が2006年6月以降に森山氏から受領していた金品の総額（3億2,000万円を下らない。）、豊松氏との関係では関西電力等の役職員が2010年1月以降に森山氏から受領していた金品の総額（3億円を下らない。）、白井氏との関係では関西電力等の役職員が2010年6月以降に森山氏から受領していた金品の総額（3億円を下らない。）、岩根氏との関係では関西電力等の役職員が2017年3月15日以降に森山氏から受領していた金品の総額（8,000万円を下らない。）である。

(2) 金品受領問題等を原因とした営業上の損失

関西電力は、2020年3月16日、経済産業省から金品受領問題等を理由に業務改善命令を受けたことにより、複数の自治体から入札指名停止を受け、一定期間、当該自治体の入札案件への参加ができなくなる等、新規契約を受注する機会を失った。また、関西電力は、特定の事業に関し、公益財団法人に補助金の交付を申請していたが、金品受領問題等を理由に補助金の交付を受けられず、営業上の費用支出を低減する機会を失った。

また、関西電力は、販売促進等の営業効果を得るためにCM放送料金を支払った上で各種CMを流しているが、金品受領問題等が公になった2019年9月下旬以降、かかるCMを公益社団法人ACジャパンの広告に差し替えることを余儀なくされた。また、信頼回復のためにも、CMを差し替えざるを得なかった。その結果、本来得られる販売促進等の営業効果を得られなくなった。

上記によって関西電力に生じた損害額は、7億円を下らないものと認められる。なお、現時点においては、金品受領問題等を原因とする原子力発電所の再稼働の遅延は認められないが、今後、再稼働の遅延が認められた場合には、関西電力が当該遅延に関して被った営業上の損失が損害額に加わる。

以上については、上記**第2**で責任が認められた各取締役が本件対応義務を尽くしていれば生じなかった損害であるから、本件対応義務違反等との間に相当因果関係がある。

(3) 信頼回復等のための費用

関西電力は、2019年9月下旬以降、金品受領問題等について報道等で厳しく批判されたことから、今後の広報活動等の基礎資料とするために報道状況及び関西電力CMの受容度の調査等を行うとともに、レピュテーションの低下を抑え

るためのリスクコンサルティング業務等を委託し、かかる調査費用及びコンサルティング費用を支出した。

また、関西電力は、金品受領問題等に対する批判の大きさに鑑み、複数回の記者会見を行い、そのための会場利用料等を支払った。

さらに、関西電力は、2020年2月以降、信頼回復のためテレビCM等の制作・放映や業務改善計画に関する新聞広告等を展開し、制作費用、広告費用等を支出した。

上記によって関西電力に生じた損害額は2億5,000万円を下らない。これらは前記**第2**で責任が認められた各取締役が本件対応義務を尽くしていれば生じなかった損害であるから、本件対応義務違反等との間に相当因果関係がある。

(4) その他の費用

関西電力は、金品受領問題を含む本件の全容解明及び取締役の責任調査のため、2018年6月に社内調査委員会を設置し、2019年10月に第三者委員会を設置し、2020年3月に当委員会を設置し、いずれの委員会においても調査費用が生じた。また、上記のとおり、関西電力は、経済産業省から金品受領問題等を理由に業務改善命令を受けたため、業務改善の一環としてガバナンス強化を図らざるを得なくなった。関西電力は外部コンサルタントにガバナンス強化の業務委託を行い、業務委託費用が生じた。かかる費用負担は、上記**第2**で責任が認められた各取締役が本件対応義務を尽くしていれば生じなかった損害であるから、本件対応義務違反等との間に相当因果関係がある。

2 第3記載の適正発注体制整備義務違反等と相当因果関係のある損害

前記**第3**で責任が認められた各取締役が適正発注体制整備義務等を尽くさなかったことにより関西電力に生じた損害については、上記**1**記載の損害と同様と認められる。

3 第4記載の公表等問題に係る善管注意義務違反と相当因果関係のある損害

(1) 営業上の損失及び信頼回復等のための費用

上記**1**のとおり、関西電力は営業上の損失を被り、また、信頼回復等のための費用を支出しているところ、その損害額は9億5,000万円を下らない。かかる営業上の損失や信頼回復等のための費用は、金品受領問題が直接的な原因と考えられるが、各取締役が公表等問題に係る善管注意義務を尽くしていれば、

信頼失墜の度合いも低減されていたと認められる。したがって、営業上の損失及び信頼回復等のための費用の一部は、公表等問題に係る善管注意義務違反との間に相当因果関係がある。

(2) その他の費用

関西電力が公表等問題を含む全容解明及び取締役の責任調査のために設置した第三者委員会及び当委員会の費用等の少なくとも一部は、公表等問題に係る善管注意義務違反との間に相当因果関係がある。

4 第5記載の役員報酬カット分補填問題及び追加納税分補填問題に係る善管注意義務違反と相当因果関係のある損害

(1) 信頼回復等のための費用

上記1のとおり、関西電力は信頼回復等のための費用を支出しているところ、その損害額は2億5,000万円を下らない。かかる信頼回復等のための費用は、金品受領問題が直接的な原因と考えられるが、特に第三者委員会調査報告書が公表された時点以降は役員報酬カット分補填問題及び追加納税分補填問題に大きな批判が向けられたことに鑑みると、各取締役がこれらの問題に係る善管注意義務を尽くしていれば、信頼失墜の度合いも低減されていたと推測される。したがって、信頼回復等のための費用の一部は、役員報酬カット分補填問題及び追加納税分補填問題に係る善管注意義務違反との間に相当因果関係がある。

(2) その他の費用

関西電力は、新たに設置したコンプライアンス委員会に対し役員報酬カット分補填問題及び追加納税問題の全容調査を委託し、現在、外部の弁護士等による調査が行われている。また、関西電力が設置した第三者委員会及び当委員会は、役員報酬カット分補填問題及び追加納税分補填問題に対する調査を行った。したがって、これらの調査費用の少なくとも一部は、役員報酬カット分補填問題及び追加納税分補填問題に係る善管注意義務違反との間に相当因果関係がある。

結 語

本報告書は、当委員会が2020年3月30日関西電力監査役会から委嘱された「関西電力の第三者委員会調査報告書で指摘されている各種問題点に関する同社の現・旧取締役に対する責任追及の要否について、調査・検討を行い、その結果を記載した」書面である。

当委員会は、委嘱以来2か月余にわたり委員及び補助者の総力を結集して調査・検討を行い、その結果を集約して本報告書を作成した。

ところで、関西電力は2019年11月28日、株主から取締役5人につき責任追及の訴えに係る提訴請求を受け、次いで2020年4月18日、取締役12人につき追加して提訴請求を受けた。そして来る2020年6月25日に定時株主総会の開催を予定している。

また、第三者委員会は、2019年10月9日から2020年3月13日まで調査を実施し、2020年3月14日、その調査の結果をまとめた第三者委員会調査報告書を公表している。

当委員会の調査・検討は、第三者委員会調査報告書を前提とし、関西電力が第三者委員会に提出した資料の大部分、当委員会が必要とした関西電力の資料の追加確認及び当時の取締役を含む関西電力の役職員に対するヒアリング等を実施して行ったものである。

折しも、新型コロナウイルスが世界的に流行し、わが国においても「緊急事態宣言」が発令され、国民の移動や往来が制限された。そのため当委員会の調査・検討作業にも多くの支障を生じたが、ウェブ会議や電話会議などを駆使してヒアリングや委員会等を実施し、提訴請求における期限内の対応や株主総会の招集に支障なきを期して速やかに本報告書の作成を完了した。

このような状況の中で当委員会は調査報告書を提出・公表するものであるが、その内容は不十分あるいは短期速成の誹りを免れないかもしれない。

しかし、当委員会は、会社の過去の不祥事を清算するために該当する取締役の責任の有無を第三者的視点から事実を摘示し、法令と理論を適用して責任追及の要否を報告するという任務を委嘱されたものである。

したがって、本報告書は責任の有無についての最終的結論を示したものではなく、今後、該当取締役各人が法廷において主張・立証を尽くして裁判所の判断を仰ぐべき内容を包含するものであることを付言する。

最後に、当委員会の委員及び補助者並びに関与者は、伝統と実績を有する関西電力が旧弊・因習を打破し、公益事業を担う我が国有数の企業として早期に世間の信用を回復されることを切望するものである。

以 上